

# 2月5日(日曜日) 越生町長選挙の投票日

投票日時 2月5日(日) 午前7時～午後8時

告示日 1月31日(火)

○投票できる方

選挙人名簿に登録され、次の条件を満たす方

年齢…平成11年2月6日まで生まれ、  
住所…平成28年10月30日までに、町の住民基本台帳に登録されている、引き続き3か月以上町内に住んでいる方

※投票日まで町外へ転出した方は投票できません。

○期日前(不在者)投票

期間 2月1日(水)～4日(土) 午前8時30分～午後8時

場所 役場2階203会議室 ※投票所入場券をお持ちください。

○開票の日時・会場

日時 2月5日(日) 午後8時40分  
場所 役場2階201・202会議室

問 越生町選挙管理委員会

☎内線212

## ▼あなたの投票所はこちらです▼

| 投票区   | 投票所       | 行政区                             |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 第1投票区 | 中央公民館     | 河原、新宿、上町、仲町(八高線西側)、本町、上台        |
| 第2投票区 | 地域交流センター  | 上野一、唐沢、上野東、上野二                  |
| 第3投票区 | やまぶき公民館   | 仲町(八高線東側)、越生東一、越生東二、如意、如意東、しらさぎ |
| 第4投票区 | 越生小学校体育館  | 西和田、大谷、鹿下、古池、成瀬、黒岩              |
| 第5投票区 | 自然休養村センター | 津久根、小杉、龍ヶ谷(戸神・小寺)、麦原、上谷、堂山      |
| 第6投票区 | 大満集会所     | 大満、黒山、龍ヶ谷(戸神・小寺を除く)             |

### ◆投票所入場券◆

投票所入場券は世帯単位(圧着式ハガキ)で、2月1日(水)・2日(木)に配達となる予定です。同一世帯の有権者4人が使えるようになっていきますので、当日は各自切り離してお持ちください。5人以上の世帯は複数枚で送付します。

### ◆期日前(不在者)投票◆

仕事や旅行等で投票日に投票所に行けない方は、投票日前日までに期日前(不在者)投票をすることが出来ます。入場券裏面の「期日前(不在者)投票(宣誓書(兼請求書))」に、あらかじめ必要事項を記入してからお越しいただくと、受付時間の短縮になります。宣誓書は、町のホームページからダウンロードすることもできます。

病院に入院中の方や介護施設等に入所の方は、その病院または施設等で不在者投票ができる場合があります。詳しくは、病院施設等に投票できる日などをお問い合わせください。

### ◆郵便投票◆

身体に重度の障害がある方は、郵便による不在者投票ができます。

対象 ①身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級・2級の方。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級・3級の方。免疫または肝臓の障害が1級・3級の方。

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方。内臓機能の障害にあつては、特別項症から第3項症の方。

③介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方。

※郵便等による不在者投票ができる方のうち、自ら投票の記載をすることができない方(身体障害者手帳に記載された上肢または視覚の障害の程度が1級である方など)は代理記載をさせることができる者を届け出ることが出来ます。

手続き・投票方法 郵便投票

証明書交付申請書(町選挙管理委員会にあります)に手帳を添えて、町選挙管理委員会に申請してください。すでに証明書を所持の方は、投票日の4日前までに証明書を提示し、投票用紙を請求してください。証明書の有効期限が過ぎている方は、再申請が必要です。

### 選挙公報について

選挙公報は、2月3日(金)に新聞折り込みします。また、役場、中央公民館、やまぶき公民館、自然休養村センターにも置きます。

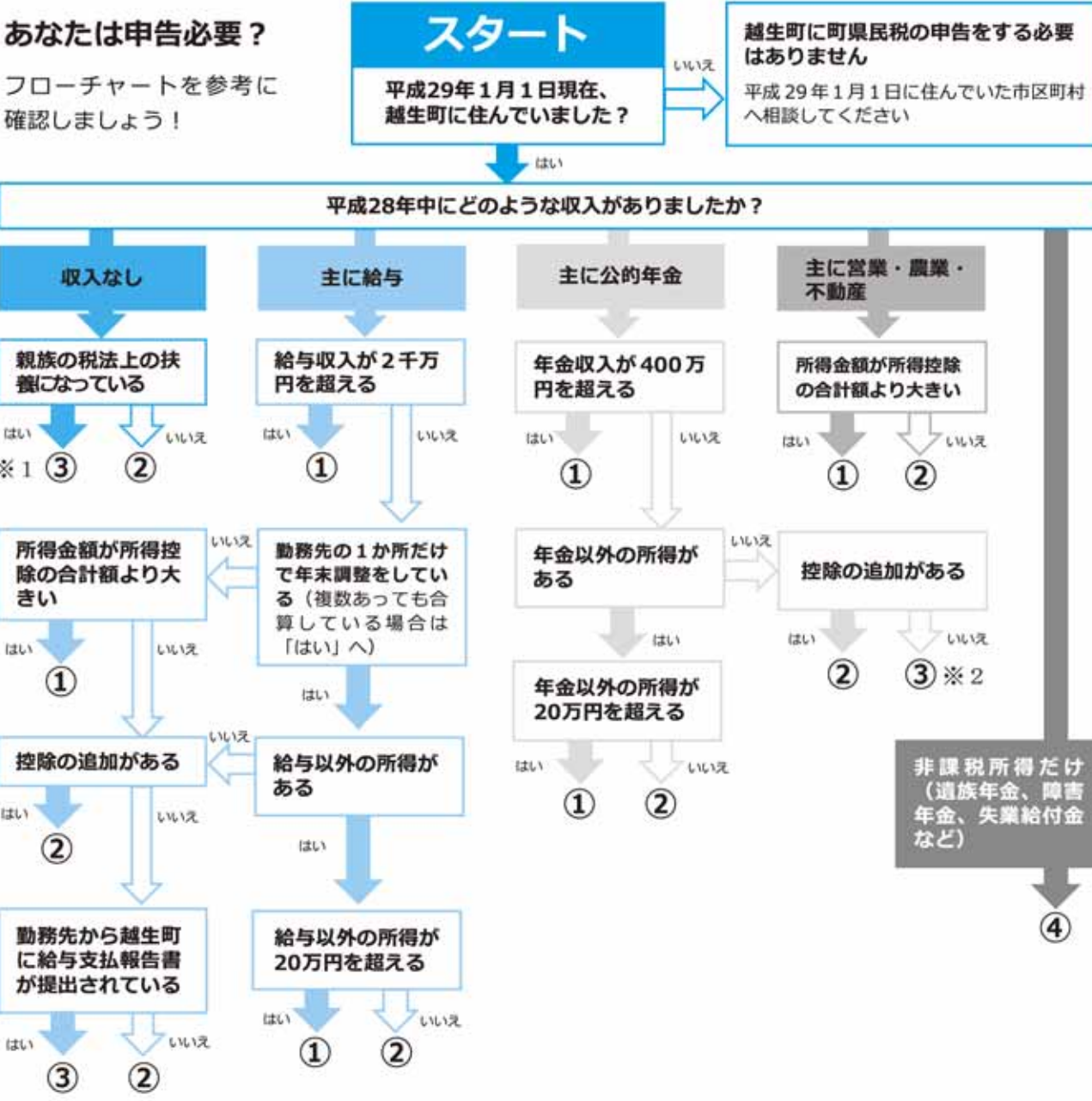
### 選挙投・開票速報サービス

町のホームページに投票と開票の結果を掲載します。テレホン速報サービス(☎0180-994-589)は、午前9時30分から順次更新します。

### 明るい選挙啓発ポスター展示

場所・期間 中央公民館ロビー 1月6日(金)～15日(日)、役場2階会議室前・1月17日(火)～2月4日(土)(1月の土・日曜日は除く)

# 町県民税・所得税の申告



## ▼ 判定結果 ▼

フローチャートは一般的な例を示しています。ご不明な点は税務課へお問い合わせください。

|                         |                                                                                        |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です | 所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。                                                       |
| ② 町県民税の申告が必要です          | 所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。                                           |
| ③ 確定申告・町県民税の申告は必要ありません  | ※1の人で所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。※2の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。 |
| ④ 町県民税の申告が必要な場合があります    | 介護保険料や後期高齢者医療保険料などの関係で申告が必要な場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。                      |

← 受付日や申告方法については次のページへ